



葛西だより

第44号
令和2年度
(2020)



上空より古利根堰を望む
(越谷市大字大吉 / 松伏町大字松伏地内)

目次

- ◇理事長挨拶 2
- ◇令和元年度通常総代会について 3
- ◇平成30年度財務状況の公表 4
- ◇令和2年度予算について 5
- ◇総代及び役員任期満了に伴う改選について 6
- ◇葛西・羽生領島中領土地改良区連合について 7
- ◇賦課金、決済金等について 8

理事長あいさつ

葛西用水路土地改良区 理事長 三ツ林 裕己



令和2年度の「葛西だより」の発行にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

組合員の皆様や関係機関の皆様には日頃より本土地改良区の事業運営に格別のご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年の台風15号や、台風19号などによる一連の災害からの復旧・復興、国土強靱化に向けた河川堤防などのインフラの強化が喫緊の課題となっています。当土地改良区管内においては、幸い甚大な被害は回避されたものの、災害に強い土地改良施設の整備を計画的に進めていく必要性を強く感じているところでございます。国会では令和2年度予算が成立し、土地改良関係予算について見れば、対前年比100.3%の4,433億円、令和元年度補正予算と合わせると6,515億円が決定され、対前年比64億円増と大幅に予算拡大が図られています。農業は国の礎です。土地改良予算を始め充実した農業予算を確保し、農業所得の増大、農業経営の安定、都市農業の振興など、豊かさを感じるふるさとの実現を進めていくことが極めて重要です。土地改良区と致しましても、国、県、関係市町、JA、水土里ネットさいたま、そして、組合員の皆様のご支援ご協力を得て、取り組んで参りますので、よろしくお願い致します。

ところで、本年2月に開催した通常総代会において、提出した12議案全てを可決承認していただきました。



令和2年度の一般会計は、5億8,570万円で、引き続き、かんがい用水の円滑な配水に努めてまいります。

また、県営事業により管理施設の整備を進めていただく予定です。令和2年度は、権現堂川用水路の改修、パイプライン地区のポンプ施設等の補修、古利根堰の耐震対策や監視機器の補修を実施していただくこととなっています。

さらに、土地改良法の改正に伴い当土地改良区の定款、規約、諸規程を改正・新設いたしました。改正・新設の主な点は、用水の配水ブロックとその代表者を定めて利水調整をルール化すること、総代選挙を選挙管理委員会の管理から土地改良区管理とすること、単式簿記であった土地改良区の会計を複式簿記へ移行することにあります。

今後とも組合員の皆様方のご期待に沿った土地改良区の運営に力を尽くす所存でございますので、ご指導、ご協力を重ねてお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝、ご活躍をお祈り申し上げます。挨拶とさせていただきます。

令和元年度 通常総代会の開催

令和2年2月28日(月)葛西用水路土地改良区総合管理所において、通常総代会を開催しました。総代67名(現員数86名)の出席のもと、藤江進議長(松伏町)の議事進行で提出議案12件、慎重審議をして頂き全議案原案どおり可決承認されました。



《 総代会提出議案 》

- 議案第 1号 平成30年度事業報告及び財産目録の承認について
- 議案第 2号 平成30年度一般会計収支決算の承認について
- 議案第 3号 平成30年度特別会計収支決算の承認について
- 議案第 4号 令和元年度一般会計収支予算補正の承認について
- 議案第 5号 令和元年度土地改良事業基金積立金特別会計収支予算補正の承認について
- 議案第 6号 委員会の廃止について
- 議案第 7号 定款、規約、諸規程の一部改正並びに新設について
- 議案第 8号 令和2年度事業計画(案)について
- 議案第 9号 令和2年度賦課率等及び決済金並びに徴収方法について
- 議案第10号 農地転用等に関する特別会計から一般会計及び支線施設管理特別会計への一時借入れについて
- 議案第11号 令和2年度一般会計収支予算(案)について
- 議案第12号 令和2年度特別会計収支予算(案)について

平成30年度 財務状況の公表

◎一般会計収支決算

(単位：円)

収 入			支 出		
科目(款)	決算額	構成比(%)	科目(款)	決算額	構成比(%)
組合費	259,966,990	36.6%	事務費	149,161,911	25.5%
使用料	58,675,493	8.3%	繰出金	10,720,000	2.0%
補助金	10,700,400	1.5%	選挙費	0	0%
雑収入	95,883,708	13.4%	事業費	393,478,218	67.3%
分担金及び負担金	65,926,286	9.3%	財産管理費	3,985,990	0.7%
繰入金	66,342,200	9.3%	負担金	859,700	0.1%
繰越金	153,406,371	21.6%	借入金償還金	0	0%
収入合計	710,901,448	100%	諸支出金	20,655,267	3.5%
			補助金	5,497,722	0.9%
			諸帳簿整備費	0	0%
			予備費	0	0%
			支出合計	584,358,808	100%

◎特別会計収支決算

(単位：円)

特別会計名	翌年度繰越額	特別会計名	翌年度繰越額
農地転用等に関する特別会計	4,711,637,904	自動車購入積立金特別会計	2,262,313
基金蓄積特別会計	1,804,162,526	揚水機償却維持資金積立金特別会計	16,858,015
土地改良事業基金積立金特別会計	192,153,792	支線施設管理特別会計	15,168,587
役員及び総代退任慰労金積立金特別会計	45,651,772	古利根堰管理費特別会計	47,330
職員退職手当積立金特別会計	191,816,725		

◎財産目録

資産の部

(単位：円)

流動資産	
預金	
一般会計	126,542,640
支線施設管理特別会計	15,168,587
古利根堰管理費特別会計	47,330
基金蓄積積立金特別会計	1,804,162,526
土地改良事業基金積立金特別会計	192,153,792
揚水機償却維持資金積立金特別会計	16,858,015
特定資産	
証券	
埼玉県信用農業協同組合連合会 出資証券 1口	10,000
預金	
農地転用等一時決済金積立金特別会計	4,711,637,904
役員及び総代退任慰労金積立金特別会計	45,651,772
職員退職手当積立金特別会計	191,816,725
自動車購入積立金特別会計	2,262,313
未収入金	
未収賦課金(一般会計)	25,842,470
未収賦課金(支線施設管理特別会計)	8,372,810
合 計	7,140,526,884

負債の部

(単位：円)

長期負債	
	0
(単位：円)	
短期負債	
農地転用等一時決済金積立金特別会計	4,711,637,904
役員及び総代退任慰労金積立金特別会計	45,651,772
職員退職手当積立金特別会計	191,816,725
合 計	4,949,106,401

◎賦課面積

(単位：㎡)

加須市	3,733,641	越谷市	4,289,198
久喜市	1,492,038	草加市	522,042
幸手市	8,814,074	八潮市	348,309
杉戸町	9,807,571	吉川市	10,498,589
春日部市	5,692,480	三郷市	2,620,789
松伏町	4,862,618	合 計	52,681,349

◎組合員数

(単位：人)

加須市	763	越谷市	1,946
久喜市	714	草加市	261
幸手市	1,901	八潮市	187
杉戸町	1,530	吉川市	2,966
春日部市	1,482	三郷市	1,345
松伏町	1,540	合 計	14,635

令和2年度予算

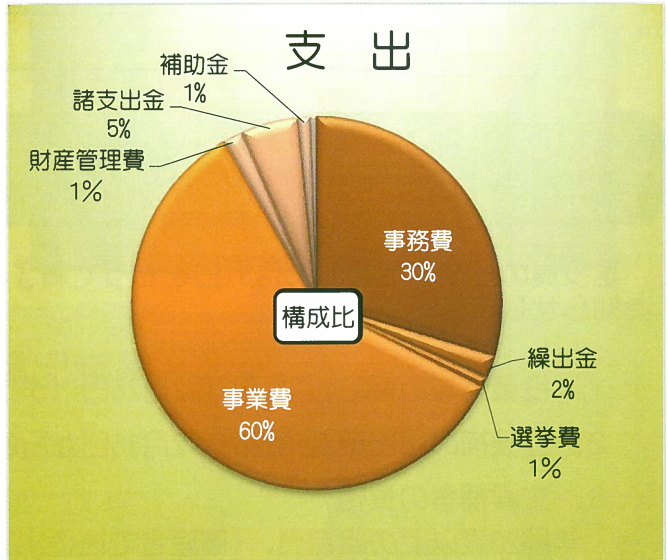
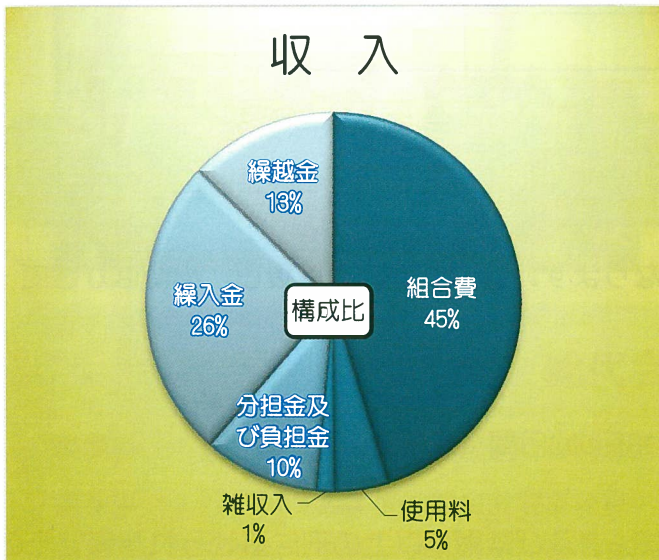
一般会計

収入

支出

(単位：円)

科目(款)	予算額	前年度比	科目(款)	予算額	前年度比
組合費	264,800,000	△ 1,830,000	事務費	173,170,000	2,930,000
使用料	27,160,000	440,000	繰出金	11,720,000	700,000
補助金	10,000	△ 9,110,000	選挙費	4,970,000	4,890,000
雑収入	9,310,000	1,160,000	事業費	347,270,000	△ 47,500,000
分担金及び負担金	58,500,000	△ 10,750,000	財産管理費	10,040,000	△ 290,000
繰入金	150,920,000	36,490,000	負担金	1,240,000	△ 200,000
繰越金	75,000,000	△ 55,000,000	借入金償還金	370,000	220,000
収入合計	585,700,000	△ 38,600,000	諸支出金	29,290,000	750,000
			補助金	6,300,000	0
			諸帳簿整備費	1,200,000	△ 100,000
			予備費	130,000	0
			支出合計	585,700,000	△ 38,600,000



特別会計

賦課面積及び組合員数

(単位：円)

種別	予算額
農地転用等に関する特別会計	4,819,500,000
基金蓄積特別会計	1,829,300,000
土地改良事業基金積立金特別会計	117,300,000
役員及び総代退任慰労金積立金特別会計	46,600,000
職員退職手当積立金特別会計	185,800,000
自動車購入積立金特別会計	4,500,000
揚水機償却維持資金積立金特別会計	17,800,000
支線施設管理特別会計	164,900,000
古利根堰管理費特別会計	16,200,000

賦課面積 (田)	52,286,028 m ²
----------	---------------------------

(単位：人)

加須市	758	越谷市	1,935
久喜市	713	草加市	257
幸手市	1,892	八潮市	185
杉戸町	1,525	吉川市	2,950
春日部市	1,469	三郷市	1,317
松伏町	1,507	合計	14,508

総代の任期満了に伴う改選のお知らせ

現総代の任期は令和3年1月17日をもって満了となります。詳細については後日、郵便はがきでお知らせします。

1. 総代選挙の期日 令和2年12月11日
2. 立候補の届出期間 令和2年12月3日から12月4日の2日間
3. 立候補者の資格
年齢20歳以上の組合員。(禁錮刑以上の刑に処せられた者でその執行中の者を除く)
4. 選挙区
当土地改良区受益地(下表のとおり)

選挙区	選挙区域	定数
第1選挙区	加須市・久喜市・幸手市	22人
第2選挙区	杉戸町・春日部市	21人
第3選挙区	松伏町・越谷市・草加市・八潮市	22人
第4選挙区	吉川市・三郷市	25人
合計		90人

役員任期満了に伴う改選のお知らせ

現役員任期は令和3年3月31日をもって満了となります。詳細については後日、郵便はがきでお知らせします。

1. 役員選挙の期日 令和3年2月26日(予定)
2. 立候補の届出期間 令和3年2月16日から2月18日の3日間(予定)
3. 立候補者の資格
年齢20歳以上の組合員。(破産者で復権出来ない者及び禁錮刑以上の刑に処せられた者でその執行中の者を除く)
4. 選挙区
当土地改良区受益地(下表のとおり)

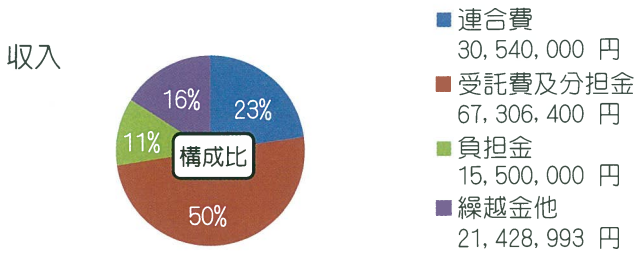
選挙区	選挙区域	理事定数	監事定数
第1選挙区	加須市・久喜市・幸手市	5人	1人
第2選挙区	杉戸町・春日部市	4人	1人
第3選挙区	松伏町・越谷市・草加市・八潮市	5人	1人
第4選挙区	吉川市・三郷市	6人	1人
合計		20人	4人

葛西・羽生領島中領土地改良区連合について

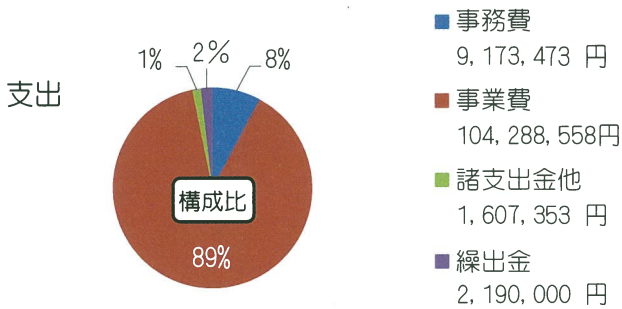
当連合では、利根中央事業で整備された水利施設により、北は羽生市から南は八潮市まで10市3町に跨る約12,700haの農地を対象に適正な用水供給に努めています。令和元年度は、春先に晴天が続き渇水が心配されましたが、その後の降雨により、比較的安定した取水を行うことができました。令和2年度は、水源地の降雪量が例年より少なく雪解けが早く進みました。今後も、水源の状況を注視しながら安定した用水供給を行ってまいります。

《令和2年3月30日（月）に通常総会が開催され、次のとおり決定されました》

平成30年度一般会計収入・支出決算



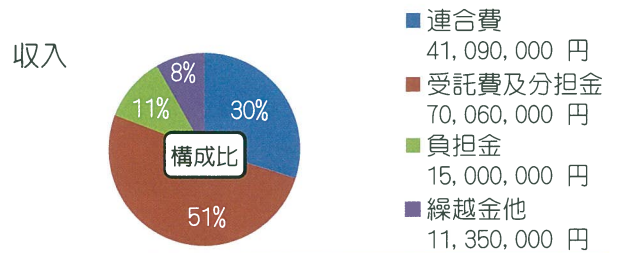
収入合計 134,775,393 円



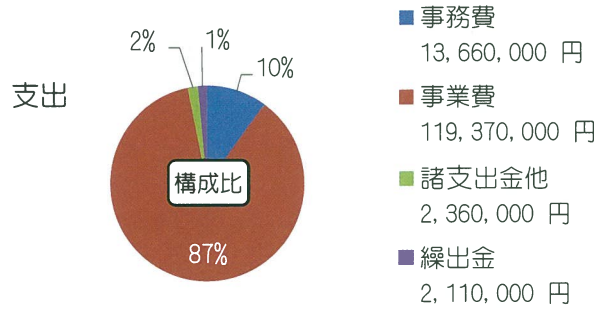
支出合計 117,259,384 円

翌年度繰越金17,516,009円

令和2年度一般会計収入・支出予算



収入合計 137,500,000 円



支出合計 137,500,000 円

□令和2年度所属土地改良区の連合費賦課額

所属土地改良区	賦 課 額
葛西用水路土地改良区	24,520,000 円
羽生領島中領用排水路土地改良区	16,570,000 円
合 計	41,090,000 円

◇◇◇◇◇ 管理等の状況 ◇◇◇◇◇



◎総合管理所：地元小学生の施設見学会の様子
(幸手市立八代小学校4年生)



◎豊野用水路取水口
【加須市外野地内】

令和2年度 組合費の額

- ◇ 経常賦課金
 - 葛西地区 (田) 1㎡あたり 4.90円
 - 二郷半領地区 (田) 1㎡ " 6.24円
 - 江戸川右岸地区 (田) 1㎡ " 5.50円
- ◇ パイプライン水利施設維持管理賦課金
 〈パイプライン地区〉 1㎡あたり 4.70円
- ◇ 畑地かんがい水利施設使用料
 1㎡あたり 7.80円

賦課金の納入は便利な 口座振替をご利用下さい！

土地改良区賦課金の口座振替は、各市町の協力によって実施されています。
 口座振替をご希望の方は、当土地改良区(徴収課)もしくは各市町の税務課にお問い合わせ下さい。
 ※草加市、八潮市分の賦課金については
 口座振替はご利用出来ません。

こんなときは、組合員資格得喪通知書の提出をお忘れなく！

- ◎ 農地の権利を移動した場合 農地の売買・賃貸借等
- ◎ 組合員が変わる場合 相続・経営移譲等
- ◎ 住所・氏名が変わる場合 転居等

農地転用される場合の申請について！

- ◎ 受益農地を宅地等に転用する場合 農地転用等の通知書・地区除外申請書を提出してください。
- ◎ 公共事業で農地が買収される場合 地区除外の決済手続きをお願いします。

令和2年度 決済金額

葛西地区 (田)	1㎡あたり	148円
二郷半領地区 (田)	1㎡ "	115円
江戸川右岸地区 (田)	1㎡ "	106円
パイプライン地区 (田、畑)	1㎡ "	105円
(支線施設管理区域脱退金)		

} 転用面積に応じた
決済金が必要です。

農地転用決済金とは (土地改良法第42条)

土地改良施設の維持管理費は、組合員からいただいている賦課金(組合費)でまかなっているため、農地転用等により農地面積が減少すると、残された農地を耕作する組合員がその負担を負うこととなります。その負担が過重にならないよう、農地転用等により土地改良区から除外する際には『決済金』を納めていただいております。

- ※ 農地転用等の意見書の交付については、1週間程度かかりますので、余裕を持った手続きをお願いします。なお、代理人が申請する場合は委任状が必要になります。
- ※ 農地法の改正により、市街化区域の農地の場合、農業委員会への届出の際に、土地改良区が発行する意見書を添付する必要はありませんが、土地改良区に対する農地転用等の決済手続きをお願いします。
- ※ 公共事業用地として買収された農地は、農地転用手続きが免除されていますが、土地改良区に対する決済手続きは必要になります。(寄付された場合も同様です。)

パイプライン地区における農振除外について！

幸手市、杉戸町、春日部市内のパイプライン地区において、県営で施設の補修更新事業(令和2年度完成予定)を進めておりますが、地区内の農業振興地域では、事業完了後8年経過するまで、農地転用のための農用地区域からの除外(農振除外)が、原則できませんのでご注意ください。

《編集・発行》葛西用水路土地改良区 〒340-0144 埼玉県幸手市戸島2-155

Tel 0480-47-3811(代)

URL <http://www.midorinet-kasai.or.jp>

Fax 0480-48-2500

Email: kasai-soumuka@midorinet-kasai.or.jp